

令和 8 年 6 月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総 務 文 教 常 任 委 員 会
建 設 環 境 常 任 委 員 会
健 康 福 祉 常 任 委 員 会 〕

行 田 市 議 会

令和8年6月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（6月22日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第60号について	4
議案第60号の質疑	6
議案第60号の討論、採決	14
休 憩（午前10時01分）	14
再 開（午前10時03分）	14
議案第49号について	15
議案第49号の質疑	16
議案第49号の討論	18
議案第49号の採決	19
休 憩（午前10時16分）	19
再 開（午前10時17分）	19
閉会の宣告	19
閉 会（午前10時18分）	19
署名委員	21

◎建設環境常任委員会（６月１８日）

付託案件	2 3
出席委員（６名）	2 4
欠席委員（０名）	2 4
説明のため出席した者	2 4
事務局職員出席者	2 4
開 会（午前 ９時２８分）	2 5
開会の宣告	2 5
開議の宣告	2 5
議案第４６号について	2 6
議案第４６号の質疑	2 7
休 憩（午前 ９時４３分）	3 0
再 開（午前 ９時４６分）	3 0
議案第４６号について	3 0
議案第４６号の質疑	3 1
議案第４６号の討論、採決	3 2
議案第５７号について	3 2
議案第５７号の質疑	3 3
議案第５７号の討論、採決	3 6
閉会の宣告	3 6
閉 会（午前１０時０４分）	3 7
署名委員	3 9



◎健康福祉常任委員会（６月１９日）

付託案件	4 1
出席委員（７名）	4 2
欠席委員（０名）	4 2

説明のため出席した者	4 2
事務局職員出席者	4 2
開 会（午前 9 時 2 8 分）	4 3
開会の宣告	4 3
開議の宣告	4 4
議案第 5 8 号について	4 4
議案第 5 8 号の質疑	4 5
議案第 5 8 号の討論、採決	4 9
議案第 5 9 号について	4 9
議案第 5 9 号の質疑	5 0
議案第 5 9 号の討論、採決	5 5
議案第 6 1 号について	5 5
議案第 6 1 号の質疑	5 6
議案第 6 1 号の討論、採決	5 8
休 憩（午前 1 0 時 1 6 分）	5 9
再 開（午前 1 0 時 1 9 分）	5 9
議案第 4 7 号について	6 0
議案第 4 7 号の質疑	6 0
議案第 4 7 号の討論、採決	6 3
休 憩（午前 1 0 時 3 3 分）	6 3
再 開（午前 1 0 時 4 3 分）	6 4
議案第 4 6 号について	6 4
議案第 4 6 号の質疑	6 6
議案第 4 6 号の討論、採決	7 2
閉会の宣告	7 2
閉 会（午前 1 1 時 0 7 分）	7 2
署名委員	7 3



総 務 文 教 常 任 委 員 会

6 月 2 2 日 (月 曜 日)

令和8年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和8年6月22日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第49号 行田市税条例の一部を改正する条例
議案第60号 行田市立小中学校学習用及び教職員等用タブレット端末一式の取得について
- 審査日程 【教育委員会】
議案第60号 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の取得について
【総務部】
議案第49号 行田市税条例の一部を改正する条例

○出席委員（7名）

委員 長 町 田 光 委員

3 番 梁 瀬 里 司 委員

副 委 員 長 駒 見 行 彦 委員

4 番 新 諒 平 委員

1 番 香 川 宏 行 委員

5 番 村 田 秀 夫 委員

2 番 大 屋 彰 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

浅 見 知 正 総 務 部 長

瀬 尾 昌 之 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長

今 井 良 和 総 務 部 副 参 事

嶋 村 理 彦 学 校 教 育 部 長

大 野 三 佳 教 育 指 導 課 長

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、ご多用の中、総務文教常任委員会の審査に対しましてご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の案件は実質2件となりますが、慎重審議よろしく願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審議中における傍聴人の入退室につきましては自由となっておりますので、念のため申し添えいたします。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は議案3件であります。

審査については、お配りしております審査日程により行います。

なお、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）につきましては、所管の常任委員会へ審査を依頼しており、既に審査が終了しております。

ついては、本案中、当委員会に係る審査部分はございませんので、このご報告のみとなりますので、ご了承願います。

それでは、教育委員会学校教育部所管の議案について審査を行います。

まず、嶋村学校教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○学校教育部長 皆様、おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長を初め総務文教常任委員の皆様には、日頃学校教育部所管の事務事業にご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、1議案についてご審議をお願いいたします。

議案第60号につきましては、行田市立小中学校学習者用及び教職員用タブレット端末の一式を取得するものでございます。

詳細な説明につきましては、この後、担当課長から申し上げますので、委員の皆様には慎重審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第60号について

○委員長 それでは、次に、議案第60号 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の取得についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

守教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第60号 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の取得について、細部説明を申し上げます。

着座にて失礼いたします。

議案書の99ページをお願いいたします。

本案は、行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の物品売買契約を締結するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、タブレット端末を購入する目的ですが、国では、GIGAスクール構想として、児童・生徒1人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等の学校ICT環境の整備・活用によって教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現することを推進しているところです。

本市におきましても、令和2年度にタブレット端末を整備したところですが、現在、耐用年数の5年を超えて使用していることから、新たな端末を更新しようとするものです。

次に、購入する財産の品名ですが、行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式、数量は5,760台、契約の方法は随意契約、金額は消費税を含めて2億7,403万2,000円となっております。

契約の相手方は、埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目45番地1、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部さいたま支社公共文教営業部、部長細沼克弘氏です。

100ページをお願いします。

このページ以降は、参考資料となります。

今回購入しようとするタブレット端末は、現在使用している端末と同じダイナブック社製のものですが、OSをマイクロソフト社が提供するウインドウズからグーグル社が提供するクロームに変更しております。OSを変更した理由としては、2つのOSを比較した結果、クロームのほうが動作の快適性に優れており、授業への活用がしやすいものと判断したためであります。

次に、取得台数の内訳になります。

学習者用といたしましては、小学校分が3,384台、中学校分が1,989台の計5,373台、教職員用といたしまして、小学校分が225台、中学校分が159台の計384台、教育委員会用として3台の合計5,760台となっております。

納入場所については、市内小・中学校20校及び教育委員会事務局の計21箇所、納入期限は令和8年10月31日となっております。

次に、契約方法について説明いたします。

学習者用タブレット端末の調達については、文部科学省の示す「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」において、原則として都道府県の共同調達によるものとされております。そのため、本市においても、県内市町村が端末を共同で調達するために設置した埼玉県共同調達会議に参加いたしました。

埼玉県共同調達会議が令和8年4月1日に一般競争入札を実施し、その結果、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部が落札したことから、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を締結しようとするものであります。

なお、教職員等端末については、共同調達の対象とはなっておりませんが、学習者用タブレット端末を運用する上で、同社から同じ時期に同じ規格の端末を調達する必要があることから、同じく地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特命随意契約を締結しようとするものであります。

101ページをお願いいたします。

物品売買仮契約書についてですが、こちらは学習者用及び教職員等用を合わせた内容となっております。

以上で議案第60号の説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第60号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 詳細な説明ありがとうございました。

埼玉県共同調達会議の中で決まったということですが、そうしますと、63市町村の公立学校の学習者用と教職員用は、全てリコージャパンさんとの随意契約という理解でよろしいでしょうか。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 埼玉県の共同調達についてですが、こちらは、各市町村によって調達を行う時期というのが異なっておりまして、例えば契約形態によりまして、例えばリースの場合と売買の場合で、次にいつ購入するかという時期が自治体によって異なっている現状があります。

今回の共同調達につきましては、県内では本市を含めて9市町が参加しておりまして、その9市町の中でクロームを調達したということになっております。

補足いたしますと、県の共同調達会議では、時期以外に、例えばウインドウズを調達する自治体、クロームを調達する自治体、あとiPadとかのiOSを調達する自治体、その3パターンに分けまして、それぞれグループごとに共同調達を行っているという実情があります。

以上になります。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

今、3グループというお話でありましたが、63市町村の中で9市町がクロームということですが、そうすると、自治体によっては、今のご説明だと、時期も違う、あるいは購入するところとリースがあるということで、必ずしもこのリコージャパンのが一番多いということではないということでしょうか。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 委員おっしゃるとおりで、今回に関しましては、行田市も参加した9市町の共同調達においては、リコージャパンが落札したんですけれども、ほかのグループの落札においては、他社のケースも当然あります。

以上になります。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 そうしますと、買取りのところとリースのところとどのぐらいのバランスでしょうか、分かりますか。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 県内でも、これから調達していく市町村もありますので、現段階ですと具体的な数字は出ていないですけれども、近隣市でいいますと、今回の本市の共同調達ですと、羽生市、毛呂山町、草加市、蕨市、春日部市等が参加しております。ただ、近隣ですと、時期は違うんですが、加須市のほうはクロームのほうでリース契約となっております。そして、鴻巣市のほうはウインドウズで購入という形になっております。なので、購入の時期と、あと、それなりの金額がかかるものとOSに対する考え方もありますので、それぞれ市町村の考え方を反映して調達を行っているものと考えております。

以上になります。

○委員長 よろしいですか。

香川委員。

○1番 香川委員 そうしますと、行田市としては、リースよりも買取りのほうがいいという判断になったということでしょうか。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 実は、行田市におきましては、前回契約はリース契約でした。ただ、リース契約は5年間で予算を平準化いたしますので、単年度の予算は安くなるというメリットはあるんですが、国の補助金は本体部分にしか補助されませんので、リース料は市の実質的負担という形になります。そのため、購入のほうが1度での金額は大きいんですけれども、全体のコストとしては安くなるというところがありまして、今回は購入の判断をいたしました。

以上になります。

○委員長 よろしいですか。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ありますか。

2番 大屋委員。

○2番 大屋委員 ご説明ありがとうございます。

まず1つが、タブレット端末一式ということであつたわれているんですが、その一式に含まれる内容についてお聞きしたいのと。

あと、先ほどのご説明で、OSについて、動作の快適性ということで今回クロームという

お話しいただいたんですが、端末が替わって、今まで児童・生徒が使っていたOSが替わることによつての変化についてはどのようにお考えだったのか、教えてください。

以上2点です。

○委員長 よろしいですか。

守教育総務課長。

○教育総務課長 タブレット端末一式といたしましては、一式自体にはタブレット端末本体と、今回はタッチペンが含まれております。

続きまして、OSを変更した理由ですけれども、クロームに関しましては、アプリケーションとかデータをタブレット本体ではなくて、クラウド上に保存するというところがあります。ですので、本体に負荷をかけないので、立ち上げ時の起動が早いというメリットがあります。

前回、ウインドウズを使っているんですけれども、ウインドウズですと、アップデートとかがたまっているケースがありまして、授業で使おうとするときに、まずデータ更新から始まって、すぐに使えないというようなデメリットが現場のほうから聞かれておりまして、今回はすぐに使えるように起動の早いクロームを選択したというところがあります。

あと、OSを変更することによつての変更点ですけれども、ウインドウズで使できるアプリケーションとクロームで使できるアプリケーションというのは似ているものがありまして、例えばクロームのほうでも、クラスの管理とかで使うコミュニケーションツールでグーグルクラスルームだったり、オンライン機能があるグーグルミート等のアプリケーションがあるんですけれども、操作方法自体はウインドウズとそれほど変わりありませんので、教職員の方もそれほど混乱せずに使えるかと思っております。

あと、補足ですけれども、羽生市、加須市のほうがクロームを使っております、本市を含めて3市で教職員の異動が多いという現状があるんですけれども、本市もクロームにすることによりまして、ほかの市から来る教職員の方がすぐに使えるといったような利点がありますので、今まで以上に効率性はよくなると認識しております。

以上になります。

○委員長 2番 大屋委員。

○2番 大屋委員 詳細なご答弁ありがとうございます。分かりました。

使いやすさの点でいえば、児童・生徒のものについてもそんな変化なく、随時使えるということと。あと、教職員等の方が異動等の場合に応じて、使いやすくなったということで分

かりました。

あと1つだけ、先ほど一式について、タブレット端末本体とタッチペンなどということでお聞きしたんですが、アダプターとかそういうのもついているんですね。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 すみません。先ほど抜けてしまいましたけれども、アダプター等もついております。

以上になります。

○委員長 よろしいですか。

○2番 大屋委員 ありがとうございます。

○委員長 他にご質疑ありますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 いろいろとありがとうございます。何点か、もう少し私のほうから伺いたいことがありますので。

まず、購入台数ですが、3,400弱が小学校、中学校が2,000弱で、これは、数は全員分なのか、小学校、もうちょっと生徒数要るのかなと思ったりしているんですけれども、全生徒分なのかというのを1つ確認したいのと。

それから、機能アップについては今伺いましたので、実際の学校での使用状況ですね。利用状況の統計みたいのは取っているのか、基本全クラスで何らかの形で活用しているのか、それ2つ目。

それから、3点目、最後として、タブレットを今活用していますけれども、現在の課題とといったものはどんなことが考えられているのか、その辺教えてください。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 タブレットの台数につきましては、こちらの参考資料で、小学校分、中学校分ということで書かせていただいておりますけれども、学習者用につきましては、全児童・生徒プラス故障したときのことを考えまして、予備機も含まれた数字となっております。

続きまして、現在の学校での端末の利用状況についてですけれども、各校、GIGAスクール構想の中で使用しておりまして、授業の中では、意見交換や情報共有といった協働的な学習の場面で多く使われております。また、デジタルドリルも使用しておりまして、デジタルドリルによる個別学習も各学校で利用しております。

そしてまた、持ち帰りについてでございますが、学年に応じた頻度で家庭学習用で活用し

ているところでございます。

タブレットについての課題についてでございますが、前回は、全国的に導入したばかりということで、ネットワークの環境でしたり、そもそもまずは使えるかといったようなところが大きな課題ではあったんですけれども、全国的に今ネットワークも落ち着いております、授業や家庭学習でももう用いられることとはなっております。

ただ、今後の課題といたしましては、新聞等で触れておりますけれども、デジタルのよさと紙での学習のよさとか、そういったものがありますので、両方のよさをよく教育委員会のほうで検討して、より効果的な活用方法を検討していく必要があるというふうに認識しております。

以上になります。

○委員長 よろしいですか。

○5番 村田委員 分かりました。

○委員長 先ほど村田委員の質疑の中に、小学生児童分と生徒分は、この人数的に足りているんですかというのは、足りているということでもいいんですね。先ほど説明があった、足りているプラス予備機ということでもいいんですね。

○教育総務課長 そのとおりです。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 新委員。

○4番 新委員 ありがとうございます。

私も何点かございまして、村田委員のほうの今の予備機に関してですけれども、予備機と全児童分の予備機の台数をまず伺いたいのが1つ。

あと、実際今使って、前回リースで5年のものだったんですけれども、そのものは全部返却というような形になるのか、扱いを伺えたらと思います。

もう1点が、実際、具体的なダイナブックの型番というか、どんな端末を使うのか、その辺を伺えたらと。この3つをまずお願いします。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 まず、予備機についてですけれども、児童・生徒数の15%程度を予備機として認識しておりまして、まず小学校分の予備機といたしましては441台、中学校分といたしましては259台ということで、合計700台の予備機を予定しております。

続きまして、2番の今使っている端末ですけれども、リースアップいたしまして、新しく

端末が入ってきて、スムーズに移行したタイミングで処分といいますか、廃棄というような形になります。

そして、3つ目の今回導入するダイナブックの型番ですけれども、ダイナブッククロームブック c11というものでして、内容ですと、ストレージが32ギガ、メモリが4ギガ、画面が11.6インチのタッチパネル、カメラ機能がインカメラ及びアウトカメラあり、バッテリーの稼働時間が12時間以上、重さが約1.1キロの大きさとなっております。

こちらは国の定めている最低スペック基準を上回るものとなっております、特に国ですとバッテリーの稼働時間が8時間だったんですけれども、長いほうが当然授業する上でいいですので、12時間以上のものとなっております、あと、特に児童にとりましてはタブレットは軽いほうがいいと思いますので、国の基準ですと1.5キロを超えないという形になっているんですけれども、それより下の1.1キロ、正確に言うと1,285グラムのタブレットとなっております。

以上になります。

○委員長 4番 新委員。

○4番 新委員 ありがとうございます、詳細に伺いまして。

まず、予備機については、大体全部で700台ぐらいはあるということだったんですけれども、現状、この間のリースで結構壊れてしまって、使えない台数とかも増えていたというんですけれども、これは十分な合数というような認識でいるかが1つ。

先ほど、リースが終わった、今使っているものは廃棄処分ということだったんですけれども、どのような形で処分していくのかも伺えますか。

端末の機能についてですけれども、基本的に低学年から中学年まで一律の端末になると思うんですけれども、その辺は、いわゆる新しい教育の中でSTEAM教育とか等々もうたっていますけれども、その辺のスペック等は足るものになるのか、その辺伺えますでしょうか。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 まず、1点目の予備機についてですけれども、ちなみに前回、今使っている端末ですけれども、前は5,962台導入したんですけれども、そのうち402台が破損という形になっております。今回は700台予備機を用意しておりますので、数的には足りるというところがありまして。

あと、補足いたしますと、前回と今回の端末で大きく向上した点といたしましては、OSのスペックというよりは端末の頑丈性というところでした、前の端末ですと滑り止めとかも

特についていなかったの、特に低学年ですと、廊下で走ったときにお友達のを落としてしまふとかというのがあったんですが、今回は、まず落とさない、そして落としても頑丈であるというような点を加えられておりますので、前回より破損自体が少し減るのではないかと予測しておりますので、予備機はこれで足りるというふうに認識しております。

2点目の廃棄につきましては、当然タブレット、データを除いて廃棄するだけでなく、いわゆる売却というような形で廃棄したいと考えております。

そして、スペックにつきましては、同じ端末を当然中学校3年生から小学校1年生まで使う形になるんですけれども、クロームですと、クラウド上でいろいろなデジタルドリルとかあると思うんですけれども、学年に応じた例えばデジタルドリルだったり、そういった教材を使うことによって対応するというふうに予定しております。

以上になります。

○委員長 新委員、よろしいですか。

○4番 新委員 以上です。

○委員長 他にご質疑はございますか。

3番 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 よろしく申し上げます。

今回、購入ということですが、何年間ぐらいご使用されるのかというのと。

あと1点ですけれども、名称ですけれども、この学習者用タブレットというのは、これはあれですか、全国的にこのように学習者用タブレットというのかどうか、お聞きいたします。

○委員長 守教育総務課長。

○教育総務課長 まず、今回購入いたしまして、国のほうですと、大体リース期間と同じようなイメージで、5年間使用という形になっているんですが、今は国の第2期GIGAスクールになっているんですけれども、5年経過した時点で恐らく、まだ公表はされていないですけれども、第3期GIGAスクールという形で、国の補助金とかそういった明示がされるものと考えております。

ですので、ただ、5年間ぴったりで更新するというわけではなくて、その時点である程度使えるものでしたら、若干使用期間は延ばすということは当然考えてはいるんですけれども、目安として5年から6年程度というふうに考えていただければと思います。

そして、学習者用という言葉ですけれども、こちらは文部科学省のGIGAスクール構想において学習者用というような表現をしておりますが、中身としては児童・生徒用というふ

うに考えていただければと思います。

以上になります。

○委員長 よろしいですか。

○3番 梁瀬委員 了解しました。

○委員長 他にご質疑ございますか。

4番 新委員。

○4番 新委員 すみません、1個だけ。先ほど村田委員のほうからも少しあったんですけれども、効果測定について、先ほど紙がいいのかデジタルがいいのかという判断する等とあったんですけれども、実際、効果測定自体はどのように活用、活用率だとか何にどれだけ使われているとか、そういったものをはかることはできる仕組みでしょうか。

○委員長 大野教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

効果測定ということで測定しているところではないのですが、健学社の調査によりますと、使用自体は県とほぼ同等の利用状況がございます。

また、授業の中でも、音声とか動画ですとか、図形の展開ですとか、そういった効果が見られる部分にとっては、授業の中で大いに活用するような実態が多く見られるようになっていきます。個人的に学習者が家庭学習ですとかというところで取り入れて利用する状況は、数年前に比べてずっと多くなっているところではございます。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 ありがとうございます。

これは多分、今、感覚値で増えたりとか、そういったことがかなり多いと思うので、デジタル化の多分一番いいメリットは、家庭で何時間やっている者がどれだけ増えているとか、利用状況が恐らく追えるんだと思います。なので、効果を見る上でも、導入したから学習時間が増えた、逆に、今まで紙のほうの実が多かったんじゃないかとか、そこら辺はあまり見えてこない部分になってしまうと、なかなか効果が見えづらくなるので、その辺については、何かそういったシステムとか図れたりする可能性はあるんでしょうか。

○委員長 大野教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

調査で申し上げますと、どれくらい持ち帰り率が増えたかというところは追えることができるんですけれども、それによってどれほど学力が向上したことに結びついたかというところ

ろは、申し訳ありませんが、調査してまいりたいと思います。

○4番 新委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第60号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第60号 行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の取得については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 01分 休憩

午前 10時 03分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長よりご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第49号 行田市税条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、副参事から申し上げさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第49号について

○委員長 次に、議案第49号 行田市税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 よろしく願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第49号 行田市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の67ページをお願いいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同日付で専決処分を行った以外の事項で条例改正が必要になるものについて、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は2点になります。

1点目は、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が拡大されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

2点目は、物価指標等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点の引上げを行うものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の42ページをお願いいたします。

第27条の6から43ページの第29条の3の2までは、用語の整備を行うものでございます。

44ページをお願いいたします。

第29条の3の3は、個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において必要な情報を把握できるように提出義務の範囲を拡大するほか、用語の整備を行うものでござい

ます。

46ページをお願いいたします。

第47条は、物価指標等の上昇を踏まえ、固定資産税の家屋及び償却資産について、税金が課税されない免税点の基準を引き上げるものでございます。

附則第2条は、医療用から市販薬に転用された医薬品などの特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例について、適用期限を撤廃するものでございます。

47ページをお願いいたします。

附則第3条の3は、個人市民税の住宅ローン控除の適用期限を5年間延長するものでございます。

附則第3条の4及び48ページの附則第5条の2は、用語の整理を行うものでございます。

附則第15条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例について、譲渡した土地等が地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域内にある場合には、特例措置の適用除外とするほか、引用条項の整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、70ページをお願いいたします。

附則ですが、第1条は、施行期日を定めるもので、令和9年1月1日からとするものですが、固定資産税の免税点に係る規定は令和9年4月1日から、寄附金税額控除及び優良住宅地の造成等に係る土地の譲渡所得に関する規定は令和10年1月1日から施行するものでございます。

第2条は市民税に係る経過措置について、第3条は固定資産税に関する経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

△議案第49号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、何点か伺いたいと思います。

まず、条例案等の概要を見て、2ページのところに第49号議案の概要があるんですけども、内容の（1）のところで、寄附金税額控除に係る法律の改正に伴っての引用条項云々があるんですけども、そもそもの法律の改正というのはどのような内容なのかというのがま

ず1点。

それと、（6）で復興特別所得税、防衛特別所得税創設、こうあるんですけれども、これはどういう内容なのか、この点を伺いたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○5番 村田委員 はい。この2点お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 それでは、1点目のふるさと納税がどのように変わるかというところですが、今回の税制改正によりまして、令和10年度の住民税課税から、ふるさと納税における住民税から控除される特例控除額が、従来の所得割の2割が上限であったものに加えて、上限額が193万円とされる内容で改正のほうが行われました。

2点目の復興特別所得税と防衛特別所得税についてですけれども、今回の税制改正によりまして、令和9年から防衛特別所得税1%というのが創設されまして、復興特別所得税のほうは2.1%だったものが1.1%に引き下げられた上で、10年間延長されるということが決まりました。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 まず、（1）の寄附金税額控除は、ふるさと納税の関係で住民税の控除の対象がさらに加わるということですが、住民税関係の条例改正はここだけで完結するので間違いないのかというのを確認です。ほかに影響するところはないのかということ。

それから、もう1つのほうの（6）の復興特別所得税と防衛特別所得税の関係ですが、今回のこの条例改正で、所要の整備を行うものってあるんですけれども、これはどういう内容なのか。単なる引用条項の変更ではなくて、何か実質的な市民のほうの負担とかが新たに加わるんだか減るんだか分かりませんが、変更がある、そういうものなのか。この所要の整備の中身をもう少し説明いただきたい。

○委員長 答弁を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 今回の税条例の改正によるほかへの影響ですとか所要の整備ということですが、今回の所要の整備の内容ですが、引用している地方税法の条項が改められたことに伴い改正するものでございまして、寄附金税額控除における特例控除額について、

復興特別所得税と防衛特別所得税が課される令和30年までの規定と、復興特別所得税の課税がなくなる令和31年度以降について、読み替え規定を整備するものでございまして、こちらによって、市民の方の影響というのは特にないものでございます。

以上です。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 要は、変わらないという考えでいいですか。

○5番 村田委員 そういう趣旨みたいですね

○委員長 他にご質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第49号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 この条例については、反対の立場で討論を行いたいと思います。

これ、そもそもとして、地方税に係る法改正が出発点のものでありますけれども、大本の改正される法律でどうしても見逃すことができない点がある。

1つは、先ほど質疑でも明らかにしましたけれども、ふるさと納税に関わる部分です。今回の改正、一定程度上限を定めるという内容のようですけれども、基本的に高額納税者ほど有利な仕組みは変わらないということ。

それから、マスコミ等でも時折散見されるようになってきましたけれども、これだけ規模が大きくなってまいりますと、地方財政の在り方そのものに悪影響を与えるという指摘もなされております。

こうした点で抜本的な見直しが必要なわけで、今回の条例改正はそれに沿ったものではないという点が挙げられます。

もう1点は、防衛特別所得税、この創設の関係です。

これは戦争抑止力とか、いろいろ増強したい側の理屈も言われておりますけれども、戦争

準備を進める政策という観点もあります。これに追従する条例改正は認めることができないと。本条例には、したがいまして、反対です。

以上です。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第49号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第49号 行田市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 16分 休憩

午前 10時 17分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 本日はこれにて閉会いたします。

午前 10時 18分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 町 田 光

建 設 環 境 常 任 委 員 会

6 月 1 8 日 (木 曜 日)

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、建設環境常任委員会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

ただいまより建設環境常任委員会を開会いたします。

本定例会より付託された議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案の慎重な審査により、公正かつ円滑な委員会運営を進めてまいりますので、本日はよろしく願いいたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案1件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただきますようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶、お願いいたします。

○市民生活部長 おはようございます。

建設環境常任委員会委員の皆様には、日頃から市民生活部所管の事業につきましてお力添え賜っておりますことを、この場を借りてお礼申し上げます。

さて、一昨日の夜に茨城県を震源とする、行田市では震度4だったんですけれども、地震が発生いたしました。発災後、直ちに危機管理監を中心として危機管理課の職員が情報収集に当たりましたところ、幸いにも市内では人的、物的な被害はございませんでした。ただし、複数の施設でエレベーターが停止しましたが、昨日の午後までに全て復旧しております。この場を借りてご報告申し上げます。

さて、本日は議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管の

事業についてご審議賜りたく存じます。どうかよろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第46号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、地域活動推進課、上野課長、お願いします。

○地域活動推進課長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、地域活動推進課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、13目自治振興費ですが、市内で相次いで発生しました侵入窃盗事件を受け、より一層市民の安全・安心な生活を確保するため、防犯対策用品の購入費用に対する負担軽減を目的とした新たな補助制度を創設させていただきたく、右ページの二重丸、防犯対策費、11節郵便料及び18節防犯対策用品購入費補助金について追加措置するものでございます。

補助対象経費につきましては、市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録のある者が、自ら居住する住宅に対して防犯フィルムやセンサーライトなどの防犯対策用品の設置及び購入に要した経費とし、補助額は1万円を上限に対象経費の2分の1を補助するものでございます。

郵便料につきましては、補助金の交付決定通知を補助対象者の方に郵送するためのものでございます。

なお、防犯用品の実勢価格は、例えば防犯フィルムが1,500円から4,000円程度、センサーアラームが1,800円程度、補助錠が500円から4,000円程度、比較的高額なインターホンでも1万5,000円程度と単価がそれほど高くないものがほとんどでございます。そのため、補助対象経費が補助額の上限に満たないことも想定されます。この場合、補助金の申請は1世帯につき1回限りとなっておりますが、複数回に分けて購入したものであっても、まとめて申請していただくことは可能とするものでございます。

以上で議案第46号のうち地域活動推進課所管分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、危機管理課、加藤危機管理監。

○危機管理監 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、危機管理課所管部分について説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、議案書の51ページをお願いいたします。

9款1項5目災害対策費120万2,000円の措置をするものでございます。

右ページ説明欄の二重丸、災害対策費120万2,000円は、市内にあります山本商事株式会社様から、「市の防災減災対策に役立ててほしい」との指定寄附がありました。この寄附金を財源といたしまして、10節消耗品費でポータブル電源収納キャリアバッグ1個、17節庁用器具費として、災害による停電発生時にパソコン、スマートフォン及び照明などの電気機器が使用可能にするための電源を確保するため、環境に優しい容量1,800ワットアワー充電式のポータブル電源及び100ワットソーラーパネルをそれぞれ7基購入するものでございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、戻りまして41ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項4目消防費寄附金の100万円について、右ページ説明欄、災害対策費寄附金でございまして、先ほど申し上げましたが、山本商事株式会社様から「市の防災減災対策に役立ててほしい」と、本年4月3日付で100万円の防災に対する指定寄附を受領したものでございます。

以上、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算のうち、危機管理課所管部分の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それぞれご説明ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑させていただきます。

まず、防犯対策費ですけれども、本会議でも質疑があったかと思えますけれども、8品目ということで、質疑のときに答えがあったように記憶しているんですが、そこら辺の詳細な

部分、本会議もサムターン回しの防止カバーがみたいな話も出ていたと思うんですけども、より詳細な、どういったものに対して、より細かいところを教えていただけたらなと思います。

続いて、災害対策費でございますけれども、なぜその物品の購入に充てようと考えたのというところを教えてください。

以上です。

○委員長 上野課長。

○地域活動推進課長 福島委員のご質疑にお答えいたします。

対象となるものにつきましては、ドアや窓に設置する防犯フィルム、センサーアラーム、先ほど委員もご説明していただきましたけれども、サムターン回しを防止するためのものも含めた補助錠、面格子、屋外に設置するセンサーライト、モニターつきインターホン、防犯砂利、ダミーカメラの8品目を対象としております。

なお、この選定につきましては、住宅における防犯対策に効果があるものとして、警察からのアドバイスもいただきながら選定したものでございます。

以上でございます。

○委員長 加藤危機管理監。

○危機管理監 なぜその品物を購入した、決定したということですが、災害時、停電が発生しまして、ポータブル電源があればパソコン、スマートフォン、照明などの電気機器が使えるためでございます。

現在もガソリンの非常用発電機はございますが、こちらは排気ガス等が出るため、屋内で使用するためにポータブル電源を決定したところでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 災害対策費ですけれども、配置までは決まっていますか。

○委員長 加藤危機管理監。

○危機管理監 配置についてでございますが、行田市役所に災害対策本部として2台、コミュニティセンターみずしろに、ここは自主避難所になっておりますので1台、総合体育館が2台、総合福祉会館に1台、商工センター1台と予定をしているところでございます。

以上です。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 分かりました。

では、今後、今言ってもらった施設以外のところにも順次増やしていくみたいなイメージでよろしいんですか、将来的には。

○委員長 加藤危機管理監。

○危機管理監 今後につきましては、この購入に当たりまして検証しながら、購入継続していくかどうかを決定していきたいと考えております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

2番 小林 修委員。

○2番 小林（修）委員 防犯対策費の防犯対策用品購入補助金について、300万円について伺います。

これの想定人数とこれのスケジュールを教えてください。

○委員長 上野課長。

○地域活動推進課長 想定人数につきましては、今回予算が300万円ということで組ませていただいておりますが、上限の1万円、全ての方が1万円ですと300人ですけれども、例えば複数を買ったとしても1万5,000円程度ですと、半額の補助ですので7,500円とかとなりますと、ざっくりですけれども400人程度は対応できるのではないかと想定しております。

また、スケジュールですけれども、議決をいただきましたら速やかに対応できる要綱等を発出する予定でございますが、おおむね7月の半ば頃にはこの事業を開始できるように今進めておる、準備しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林（修）委員 スケジュールは分かったので、300万円、要するに予算がもうなくなった時点で、それ以上の応募があった場合の対応はどうなっていますか。

○委員長 上野課長。

○地域活動推進課長 この予算の消化するスピード等も勘案しまして、もし非常に好評で、あっという間になくなってしまうと、予算を消化してしまうようなことがあれば、その状況を確認いたしまして対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 小林（修）委員 了解しました。よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 43分 休憩

午前 9時 46分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶を願います。

江森部長。

○環境経済部長 環境経済部でございます。委員の皆様には、日頃から環境経済部の諸事業に對しまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は補正予算及び字の区域変更についてご説明を申し上げます。ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第46号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

農政課、萩原課長。

○農政課長 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）につきまして、農政課が所管する部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算の内容について説明申し上げますので、49ページをお願いいたします。

6款農業費、1項3目農業振興費は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械、施設の導入を支援するため、補助率10分の3で、上限額が個人は1,500万円、法人は3,000万円の国の地域農業構造転換支援事業の採択を受けた米麦栽培を中心とした個人1名の高性能トラクター及び法人2者に対して高性能コンバインと効率的に農薬散布等が行える乗用管理機の導入に関わる補助金、合計1,103万5,000円を措置するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、戻りまして39ページをお願いします。

15款県支出金、2項4目農業費県補助金は、国の地域農業構造転換支援事業補助金が県を通じて県支出金として措置されるもので、歳出計上額の全額1,103万5,000円を見込むものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林 修委員。

○2番 小林（修）委員 この1点目の補助金ですけれども、なぜ当初でなくて6月補正になったというのが1点目。

あともう一点で、個人1名、法人2者ということですから、もし分かるようでしたら、個人がどこの地区の方か、法人というのはどの団体かということをお教えください。

以上です。

○委員長 萩原課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

まず、この補助金ですけれども、補正予算になりました経緯としましては、国の令和7年度の補正予算ということで新たに制定されたもので、今回の補正対応となりました。

また、今回導入される3者ですけれども、まず、個人の方は南河原地区、それで法人2者に関しましては、1者が同じ南河原地区、もう一者が星川地区の米麦農家さんとなっております。

ます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分についての質疑が終了いたしました。

△議案第46号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第46号についての討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第57号について

○委員長 次に、議案第57号 字の区域変更についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

農政課、萩原課長。

○農政課長 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案第57号 字の区域変更について説明申し上げます。

本案につきましては、市内大字埼玉、大字野及び鴻巣市広田、屈巢の区域内において実施されている鴻巣行田土地改良区による土地改良事業に伴うものでございます。

土地改良事業は、農業の生産性向上や農業総生産の増大などを目的として、農地の区画整理や農道、水路の整備を行うものでございます。

鴻巣行田土地改良区は、平成28年9月、県営圃場整備事業として国により事業採択され、平成28年10月に設立された整備面積75.9ヘクタールの土地改良区でございます。

平成29年度から令和元年度までに面工事及び道路の造成、令和元年度から本年度で用排水路及び暗渠排水の工事を行い、令和9年度に換地処分を予定しており、行政管理上の明確化を図るため、土地改良事業により整備された道路、水路をもって新たな小字を設けることに関するものでございます。

土地改良事業を行う上では、事業前の区画と整備後の区画に変更が生じることになり、市をまたぐ事業については行政界変更が必要となり、行政界が変更となった場合は大字や字の区域にも変更が生じることとなるため、所要の手続が必要となるものでございます。

なお、このたびの鴻巣行田土地改良区による土地改良事業の工事完了に伴い、整備後の道路界及び水路界をもって新たな行政界とするため、令和7年3月の市議会定例会に市の境界変更についての議案を上程し、ご審議いただき、内容といたしましては、面積1万6,535.4平方メートルが鴻巣市から行田市へ、また、同面積が行田市から鴻巣市へ編入されるものであり、本市と鴻巣市議会における議決後、令和7年9月の埼玉県議会で行政界変更の決定を得て、総務大臣告示により本市及び鴻巣市との行政界変更の手続が完了したものでございます。

議案書90ページに添付した参考図面をご覧ください。

字界区域の明細図の浅黄色及び黄色着色部分が新たな小字となる区域でございます。本市の大字埼玉字杉原通及び大字野字中島に編入するため、地方自治法第260条の規定に基づくものでございます。

なお、令和10年1月に換地処分を予定しており、換地処分後に字の区域変更の効力が発揮されるものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第57号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

小林委員。

○2番 小林（修）委員 教えていただきたいんですけども、この図面を見ると、水路が薄

いブルー、大字埼玉字杉原通がブルーグリーンですけれども、これ地図よく分らないです。

拡大すると、多分この4331と1506からこの区間が、下の側は要するにブルーグリーンなのということになっていると思いますので、あともう一点が、上のほうを見ると、グリーンの色遣いがあるんですけれども、これは何なのか教えてもらいたいですけれども。

○委員長 萩原農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

今ご覧になっていただいているものについては換地前の地図ということで、現在の状況からするとこういった形で、今鴻巣市と行田市ということで分かれている水路のところが色分けされているわけですが、換地処分に関しましては字界を基に、行田市分、鴻巣市という形で字界が決まるものでございます。

なので、今の皆さんにお示しさせていただいているものについては、今のまだ換地前の地図を使ったものでございまして、そんな形でこのぼこが生じているものでございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（修）委員 だから色で、結局だからこのブルーグリーンがあったところが杉原通に入ることなのか、それが1点。

あと、上のほうのグリーンが着色していますが、それは何を意味するのという2点です。

○委員長 萩原課長。

○農政課長 では、お答え申し上げます。

上部のほうのグリーンに関しましては水路になります。縦のラインに関しましては、グリーンは水路。

〔発言する者あり〕

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 補足させていただきたいと思います。

図面で大字広田字向領と書いてあって、左側に縦に細く書いてあると思うんですけれども、これは浅黄色、薄グリーンで、これは面積上、杉原通に編入する部分。

これは、なぜ今こんな形になっているかといいますと、昨年3月に行政界変更を行いました。それで引いた線がこの線でございます。

○2番 小林（修）委員 編入区域だからブルーグリーンになるのではないかな。

○環境経済部長 これは浅黄色、編入区域です。

〔発言する者あり〕

○委員長 小林委員、二人でやり取りしないでください。

○環境経済部長 この凡例上は、杉原通に編入する区域というのがこの縦の細い、水色なのか緑なのか判別がしづらいですけれども、このエリアになります。水路はその下に、横、左右方向にきれいに並んでいるのが、これが水路。

今は現状、この地図が非常に分かりづらくて申し訳ないですが、真ん中の上のほうに参考図と書いてあると思うんですけれども、これが出っ張ったり引っ込んだりしながら、区域が水路をまたいで行田市と鴻巣市が分かれている、入り組んでいるような地図になっていますが、現在の換地処分前の区域変更の状況はこの状況でございます。

令和10年の換地処分になりますときれいな真っすぐな線になると。この区域は、ですから今取りあえず暫定で面積を合わせるために出っ張ったり引っ込んだりするような形になっていますけれども、換地処分を行いますと、きれいに道路界、水路界をもって行政界となって、区域が正しく真っすぐに整うような形になるものでございます。

ですので、今ちょうど中間の、区域が取りあえず面積を合わせるために線をジグザグに組みまして面積を合わせまして、最後換地処分できれいに真っすぐになるという中途の図面がこの図面ですので、非常に分かりづらくなっていて申し訳ございませんが、そのような状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長 小林委員。

○2番 小林（修）委員 だから、細長いところもオレンジの部分があるのか、道路ということですが、できれば難しいかもしれないけれども、もっと分かるような色遣いでしてもらったほうがいいと思います。

以上です。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 今後、図面を作るときにその辺は配慮したり参考にしたりしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 今後委員会等で提示するときはそのようによろしくお願いいたします。

小林委員、よろしいですか。

○2番 小林（修）委員 大丈夫です。

○委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 関連ですけれども、先ほどの小林委員が言っていたところの細長いグリーンのところですが、これは議案を読めば、この1526までというのは分かるんですが、その下の4378以降は、これ着色ないのは、もともとこの辺はもう杉原通になっているという解釈でいいんですか。新字界のこの赤の線とその1506と1526まではこの細長いグリーンのラインがその新字界の左側のほうに入っているんですが、その下の4378、4397のところの新字界の左側は白です。結局だからもともとこれ杉原通だったという解釈でいいんですよね。

○委員長 萩原課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

委員お見込みのとおり、もともとが杉原通ということになっております。

○委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第57号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第57号 字の区域変更については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 10時 04分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 木 村 博

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

6 月 1 9 日 (金 曜 日)

令和 8 年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）
- 開催場所 第 2 委員会室
- 付議事件 議案第 4 6 号 令和 8 年度行田市一般会計補正予算（第 1 回）
議案第 4 7 号 令和 8 年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第 1 回）
議案第 5 8 号 災害対応特殊救急自動車の取得について
議案第 5 9 号 高度救命処置用資機材の取得について
議案第 6 1 号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 審査日程 【消防本部】
議案第 5 8 号 災害対応特殊救急自動車の取得について
議案第 5 9 号 高度救命処置用資機材の取得について
議案第 6 1 号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
【健康福祉部】
議案第 4 7 号 令和 8 年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第 1 回）
議案第 4 6 号 令和 8 年度行田市一般会計補正予算（第 1 回）

○出席委員（7名）

委員長 田 中 和 美 委員

3番 岩 崎 彰 委員

副委員長 野 本 翔 平 委員

4番 養 田 英 雄 委員

1番 橋 本 祐 一 委員

5番 村 田 清 治 委員

2番 斉 藤 博 美 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

熊 谷 崇 皓	健 康 福 祉 部 長
風 間 重 文	福 祉 課 長
吉 田 兼 弘	子 ども 未 来 課 長
野 辺 博 彦	健 康 福 祉 部 次 長 兼
	高 齢 者 福 祉 課 長
内 田 智 之	健 康 福 祉 部 副 参 事
細 谷 博 之	消 防 長
山 口 謙 一	消 防 本 部 次 長
新 井 竹 秀	消 防 署 長
尾 野 学	消 防 総 務 課 長
野 口 友 也	予 防 課 長
服 部 昌 彦	消 防 本 部 副 参 事
小 河 原 崇 文	消 防 本 部 副 参 事
小 林 悟	消 防 本 部 副 参 事

○事務局職員出席者

書 記 進 藤 翔 太

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

公私ともどもお忙しい中、当委員会にご参集賜り、大変にありがとうございます。

本日はとてもいいお天気ですけれども、今年は梅雨寒かもしれないと言われております。

いずれにいたしましても、皆様、お互いに健康に留意して、お仕事に邁進してまいりたいと思います。

では、本日も闊達なる発言、また、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審議中の雑談、発言等を禁止いたしますので、ご聴取のほどよろしくお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案4件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

○消防長 改めまして、おはようございます。

田中委員長、野本副委員長を初め健康福祉常任委員会の皆様には、日頃より消防行政の推進に格別なるご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、消防本部の所管となります議案第58号及び第59号の財産の取得に関する議案2件と議案第61号の条例改正案が1件でありまして、全部で3議案となっております。

説明につきましては担当課長からさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶させていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第58号について

○委員長 初めに、議案第58号 災害対応特殊緊急自動車の取得についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、尾野課長、お願いいたします。

○消防総務課長 皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第58号 災害対応特殊救急自動車の取得について、細部説明を申し上げます。

議案書の91ページをお願いいたします。

本案は、災害対応特殊救急自動車を取得するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、ご審査いただくものでございます。

災害対応特殊救急自動車の取得理由につきましては、本署に配備している車両として、大規模災害時にも迅速に対応できる救急自動車が10年経過し老朽化していることから、車両更新するものであります。

契約の概要でございますが、品名及び数量は、災害対応特殊救急自動車1台でございます。

取得方法は一般競争入札でございまして、取得金額につきましては、消費税を含め3,219万7,000円でございます。

契約の相手方でございますが、鴻巣市新宿2丁目176番地2、埼玉トヨタ自動車株式会社熊谷南店、店長越智将嗣氏でございます。

92ページをお願いいたします。

これ以降は、参考資料として添付したものでございます。

初めに、設備の概要でございますが、今回購入する車両は、緊急消防援助隊の登録車両となりますので、通常の救急出動のほか、被災地の悪路でも走行できる機動性の高さに加え、

長時間の活動に対応する電源設備などを備えております。また、ストレッチャーの上げ下げや救急車への収容、あるいは降車動作が連動式となるため、救急隊員の負担軽減とともに、より安全な業務運用につながる仕様となっております。

93ページをお願いいたします。

契約についてでございますが、先月5月8日付で物品売買仮契約書を締結しておりまして、本議案の議決をいただいた際には、この仮契約を本契約とみなすものでございます。

なお、車両の納入期限は来年1月29日までで、納入場所は行田市消防本部としております。

94ページをお願いいたします。

入札の経緯についてご説明いたします。

本件につきましては、本年4月10日に一般競争入札の公告を行っております。

参加資格については、競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、元請として、過去5年間に国または地方公共団体と救急自動車購入の契約を2回以上履行した実績を有する者といたしました。

入札予定価格の3,181万7,000円は、事前に公表しております。

入札については、4月28日に埼玉県電子入札共同システムにより執行した結果、2者からの応札があり、そのうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した埼玉トヨタ自動車株式会社熊谷南店が落札業者となったところでございます。

以上で議案第58号の細部説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第58号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 説明ありがとうございました。

では、2つに分けて質疑したいと思います。

まず、車のほうですけれども、この買い替える妥当性ということでお伺いしたいんですけれども、先ほどの説明の中で、10年経過したということで老朽化しているということの説明がありましたけれども、一般車両と考え方は違うかと思えますけれども、通常どれぐらいで買い替えるものなのか。計画を持って替えていくんだと思うんですけれども、10年経過する

と買い替えるというふうな計画なのかどうなのかというのが1つ。

それと、装備についても説明いただきました。悪路でも走行できるなどと言っていましたけれども、前の車の装備と何が替わったのか、よくなったんだと思うんですけども、その辺、前に持っていた車と比べて今回買い替える車は、どういったところが向上したのか。2点お伺いします。

○委員長 消防総務課、尾野課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

まず、更新時期の目安についてでございますが、消防本部で適切かつ迅速な消防活動を確保する目的で、管理車両更新基準を定めています。

救急車については、走行距離15万キロまたは10年経過のいずれかを満たしたときに、更新を検討しております。消防車については、使用年数による更新計画に基づき、修繕状況や財政状況を考慮しながら、市民サービスに支障が生じないように整備しております。

もう1点、今の救急車との機能の違い等に関しましてお答え申し上げます。

まず、今回購入する災害対応特殊救急自動車につきましては、緊急車両、救急自動車に関して、救急業務実施基準に定められております災害対応救急自動車、このほか、こちらは被災地で活動するため車両を4輪駆動方式とすることや、必要な資機材設備に関する要件を定めておりまして、今回購入する救急車に関しましては、被災地へ出動し、長時間自己完結型の活動を行うための車両でございますから、電源設備の強化や、4輪駆動等で悪路走行などにしっかり対応した救急車になっております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 更新時期の目安はよく分かりました。ありがとうございます。

それで、今回災害対応ということで、前は災害対応ではなかったんですか。今回、先ほどの説明だと、電源設備を強化されたのと4輪駆動など、いろいろな装備がついたのかという認識があったんですけども、変わった点というのはその2つぐらいですかね。変わったというよりも、向上したというか、よくなった点はその2つですか。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

行田市にあるほかの救急車につきましても、今回の救急車と同様の資機材を装備した仕様になっておりますので、実際に違いはございません。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

そしたら、入札についてお伺いしたいんです。

今日、契約検査課が来ていないので、前回来ていたので、来てもらわないと困るなということで消防のほうからも言っていたきたいんですけれども、お伺いします。

入札ですけれども、今回は落札率がいつも99%とか、そんな僅差でやっていたんですけれども、91.9%なので、多少はいつもよりは競争性が働いていたのかという認識はあるんですけれども、ただ、応札に応じたのが2者です。以前私が見たときは、5者とか6者とかあったと思うんですけれども、この要因というのは何なのかというのを伺いしたいんです。

それで、県の電子入札システムに参加しているかと思えますけれども、過去5年間、2回以上取引があるところということもありましたけれども、これというのは、どういったところが入っているんですかね、対象というか。2回以上を行田市としては選んでいるけれども、1回のところも入っているんですか、県の電子入札システム。要は、なぜこんな、2者しか応札していないのかというところを聞きたいんですけれども。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

応札者が2者と少ない理由につきましてでございますが、全国的に救急車を取り扱っている事業者は、消防車を製造する事業者に比べ少ない状況であり、それに比例し、本市で登録している入札参加資格者数が少ないことから、応札者も少ない状況であると考えております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 消防車に比べて、救急車のほうが取り扱っているところが少ないということで、そうですね、分かりました。ただ、実績が2回以上取引ということで、それっていうのは行田市が決めているのか、県の入札システムがそういうものなのかというところをお伺いしたいんです。

○委員長 消防長。

○消防長 これにつきましては、今回の入札を出すのに当たりまして、行田市のほうで一定の基準を定めたものでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、多くのところに出ていただきたいなというところと、あとは実績がないといけないというところも、公共性としては必要だと思うんですけど、その辺の兼ね合いがどうなのかというところで、あれですか、2者以上というのは何者ぐらいあるんですか、対象が。何者ぐらいあって2者の応札だったのかと。5者しかなくて2者なのか、30者ぐらいあって2者なのかという。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

救急車の入札に参加可能な業者は、6者となっております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

そんなに多くはないのかと今分かりました。ただ、多くのところが参加するとまた競争率って働くと思うので、1回でも取引があったところというところも検討したほうがいいのかと今後は思います。

以上です。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

私から、1点だけ質疑したいんですけども、先ほどご説明にありました取得の理由ということで、10年経過し老朽化していることからという説明があったんですけども、これ、どうですかね。老朽化して使われなくなった救急車って今後どうなるのか、説明をお願いします。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

こちらのほうで使わなくなった救急車、車両等にございましては、売却はせず、海外寄贈という形を取っております。国内で更新対象となった消防車両の一部は、開発途上国へ、日本消防協会や日本外交協会を通じて無償で寄贈しております。総務省消防庁からも、国際事業推進のため、各消防本部宛てに協力をお願いしている旨の通知が出ております。

以上となります。

○委員長 ほかにございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 災害対応特殊救急自動車ですけれども、乗車定員が7名になっているんですけれども、この乗車定員というのは、消防の人が7人乗るのか、要介護者も含めての7人なのか、お尋ねします。

○委員長 山口次長。

○消防本部次長 車両の乗車定員ですので、救急隊員3名ですと関係者は4名、合計で7名という解釈をしていただければと思います。

以上です。

○5番 村田委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第58号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第58号 災害対応特殊救急自動車の取得については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第59号について

○委員長 次に、議案第59号 高度救命処置用資機材の取得についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

○委員長 消防総務課、尾野課長。

○消防総務課長 それでは、議案第59号 高度救命処置用資機材の取得について、細部説明を申し上げますので、議案書の95ページをお願いいたします。

本案は、議案第58号の災害対応特殊救急自動車の取得に併せ、積載する高度救命処置用資機材を取得するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、ご審査いただくものでございます。

高度救命処置用資機材の取得理由につきましては、本署に配備している災害対応特殊救急自動車の更新に併せ、老朽化した資機材を更新するものであります。

契約の概要でございますが、品名及び数量は、高度救命処置用資機材一式でございます。

取得方法は一般競争入札でございますが、取得金額につきましては、消費税を含め2,261万6,000円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都豊島区駒込一丁目14番9号、エイバン商事株式会社、代表取締役武内淳一氏でございます。

96ページをお願いいたします。

これ以降は参考資料となりますが、初めに、高度救命処置用資機材の構成でございます。

主なものを申し上げますと、人工呼吸器、吸引器、気道確保用資機材、自動体外式除細動器、輸液用資機材、多機能一体型監視装置などとなっております。

97ページをお願いいたします。

契約についてでございますが、議案第58号の災害対応特殊救急自動車と同様、先月5月8日付で物品売買仮契約書を締結しておりまして、本議案の議決をいただいた際には、この仮契約を本契約とみなすものでございます。

また、納入期限、納入場所につきましても、災害対応特殊救急自動車と同様でございます。

98ページをお願いいたします。

入札の経緯でございますが、本件に係る一般競争入札の公告日、参加資格については、競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、元請として、過去5年間に国または地方公共団体と高度救命処置用資機材購入の契約を2回以上履行した実績を有する者といたしました。

入札予定価格の2,090万7,000円は、こちらも事前に公表しております。

入札については、4月28日に埼玉県電子入札共同システムにより執行した結果、2者からの応札があり、そのうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示したエイバン商事株式会社が落札業者となったものでございます。

以上で議案第59号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第59号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 こちらの救命処置用資機材ですけれども、先ほどの議案の前の救急車のほうに乗せる資機材という認識でよろしいですか。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ありがとうございます。

それで、こちらのほうの資機材を更新する理由ですけれども、先ほど救急車の更新に合わせてということで、車のほうは走行距離、10年経過したのいずれかということでありましたけれども、この資機材を更新する妥当性というのを聞かなくては、必要性について聞かなくてはいけないのでお伺いしたいんですけれども、10年が経過したから替えるのか、それとも何か一部故障があったのか、メーカーの補修期限というのもあると思うんですけれども、その辺の資機材の購入する妥当性というか、必要性についてお伺いしたいと思います。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

こちらも救急車同様、急な故障などを未然に防ぐため計画的な更新が必要でございます。資機材についても、修理部品の供給終了や医療技術の進歩に遅れないため、救急車に合わせて更新しております。

そのほか、資機材の使用期限と申しましょうか、そちらのほうに関しましては、様々な資機材で耐用年数等異なりますが、人工呼吸器に関してはおおむね7年くらい、吸引機等はバッテリーで作動しておりますので、バッテリーの寿命がおおむね5年くらい、自動体外式除細動器、多機能一体型監視装置等は6年程度という認識でおります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、今、耐用年数を言っていたんですけれども、7年、5年、6年ということで結構ばらばらで、すでに10年たっていますから過ぎているという状況ですけれども、これというのは一式を1度に更新したほうがいいのか、部分的に更新して

いったほうがいいのか。結構バッテリーに関しては、倍以上使ってしまったので心配ですけれども、その辺どうでしょうか。あと、過去に故障したりなんなりということがあったのかどうか。

○委員長 山口次長。

○消防本部次長 バッテリー等の消耗品にあつては、使用期限が過ぎる前、性能が低下してきた時点で購入をしております。それ以外の本体に関しましては、故障が出ると、活動上、市民の皆様にも不利益が生じますので、保守点検を行っていて、常に故障がないような状況で使用するよう心がけております。

以上となります。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

入札についてお伺いしたいと思います。

こっちは、落札率ですけれども、本当に落札率が高いんですね、98.3%。さっき91%でしたから、かなり高いんですね。それとこの2つの、エイバン商事と日本船舶薬品株式会社、これ4万円の差額ですよ、1位と2位の差が。これって、十分な競争性が確保されていないのではないかと私は捉えるんですけれども、どうでしょうね。消防としてどういうふうに考えますか。

あと、2者しか応札していない競争性に関しては、先ほども言っていましたけれども、契約2回ということにこだわっているんですけれども、どうなのかというところ1つと。このエイバン商事って何回目ですか、行田市で落札したの。過去にもありますか、伺います。

○委員長 山口次長。

○消防本部次長 お答えいたします。

過去の回数までは把握しておりませんが、落札の実績はございます。

以上となります。

○委員長 あと2つを。差がなかったこと、2者の競争性の見解。

○2番 斉藤委員 ごめんなさい。もう1つ、日本船舶薬品会社もありますか。

○委員長 山口次長。

○消防本部次長 ございます。

○委員長 よろしいですか。引き続きお願いします。

○消防本部次長 救急車の資機材にあつては、法により販売の許可が必要となっております。

このため、取扱業者自体が、今回の要件でいいますと、5者といったところで、事前に予定価格等も公表していることから、もともとその金額が、製品ですので大きな差が出ていないものと考えております。

以上となります。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 それだからこそ、一般競争入札というのは、顔なじみになると毎回毎回同じ業者が会うわけですよ。そうすると、談合する、そういったところの可能性ということもある程度考えなくてはいけないので、なるべく多くの業者に応札してほしい、競争性を働かせてほしいというところがありますので、少ないからこそ、実績が2回でいいのかというところ、前号の議案と同じになりますけれども、そういったところの分析というのはある程度必要かなと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

分析のほうに関しては、必要であるという認識でございます。

以上となります。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 災害対応特殊救急自動車というのは、まず災害対応ということであって、ふだんから、災害じゃないときも使用するのかしないのか、お願いします。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

ふだんも、通常の救急業務に対応いたします。

以上でございます。

○委員長 1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 それで、救急出動した場合に、救急救命士さん等が病院と連絡を取ったり、もしくはドクターとも連絡を取ることもあるのかと思うんですけれども、その辺は、ドクターと連絡取ったりするかどうか、お願いします。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

救急業務の中で、救急現場で観察した後、そちらのほうの患者様のデータをドクターのほうに説明いたしまして、適切に搬送するということの流れになっております。

以上となります。

○委員長 橋本委員、この議案に対して、意味合いが広がってしまっていますので。

○1番 橋本委員 この資機材の中に、連絡を取る際の例えば無線ですとか、例えばインターネットですとか、そういうものを使用していないのかなと思って、この資機材の中に入っていないので。そういうことは、この資機材の中に含まれているのかどうか、その辺をお聞きしたかったんですけども。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

無線等の資機材に関しては、救急車のほうに取り付けてあります。

以上でございます。

○委員長 山口次長。

○消防本部次長 補足をさせていただきますと、病院との連絡は携帯電話での連絡となっております。こちらのほうは一般会計予算の中で契約をしておりますので、救急車の購入資機材の中には含まれておりません。

以上となります。

○1番 橋本委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 今、橋本委員に絡んでということになるんですけども、参考までに聞かせてもらっていいですか。

何かというと、今のお話の中で、いろんな措置をするということで、救急救命士ということで話しあったかと思うんですけども。今、行田の消防の方々、救急救命士の資格を持った方が何名いらっしゃるのかという、その辺参考までに聞かせていただくのはどうでしょうか、駄目ですか。

○委員長 ちょっと幅が広がります。

○3番 岩崎委員 本筋から離れますか。

○委員長 離れます。申し訳ないです。

○3番 岩崎委員 分かりました。

○委員長 ほかに。

4 番 養田委員。

○4 番 養田委員 ご説明いただき、ありがとうございました。

1 点だけ質疑したいんですけれども、96 ページの中の参考資料の中で、5 番の資機材の構成があったと思うんですけれども、(1) から (7) まであって、その他とあるんですけれども、このその他についてご説明をお願いします。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

その他とは、体温計やピンセット、はさみなど、傷病者の観察や処置に必要な補助的資機材、搬送用器具、これは担架や傷病者を固定するベルト、それと傷病者がけがしたときに骨折等の固定用の器具、また、首の痛み等に対応する頸椎カラーというもの、感染防止衣、その他自動心臓マッサージ器などがございます。

以上となります。

○委員長 養田委員、大丈夫ですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第 59 号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第 59 号 高度救命処置用資機材の取得については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第 61 号について

○委員長 次に、議案第 61 号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議

題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、尾野課長、お願いいたします。

○消防総務課長 それでは、議案第61号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年5月27日に公布、施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額を見直し、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第18条は、非常勤消防団員等が公務または消防作業などに従事したことにより死亡した場合の葬祭補償の金額を規定しておりますが、この葬祭補償に係る定額部分について、現行の31万5,000円から1万5,000円を増額し、33万円とするものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は施行期日等でありまして、本条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、適用日を遡及することによる経過措置を定めたものでございます。

第3項は、適用日以降に支給すべき事由が生じた葬祭補償について、改正前の金額で既に支払い済みのものがある場合には、改正後の金額により支給されるべき葬祭補償の内払いとみなすことを定めたものでございます。

以上で議案第61号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第61号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 3月に同じように損害補償の補償基礎額がアップされたということで、同じ議案の中で、今回は葬祭補償の額を見直すということで、どちらにしても、消防団員等ということで出ていますけれども、これというのは、なぜ今回、葬祭補償が遅れて出てきたのか、法令の一部が改正されたのかという、国の背景というのは分かっていますでしょうか、

消防のほうでは。本来は一緒に出すべきだと思うんですよ。それが遅れてきたということの背景は何かあるんでしょうか。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

なぜこの時期の改正となったのか。非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令における葬祭補償の額は、人事院規則に定める額を参考としており、人事院規則に定める額は、労働者災害補償保険法施行規則第17条に規定される額を参考としております。同条における額は、労働政策審議会の労働条件分科会労災保険部会への諮問、答申を得て定めており、同部会が開催されたのが本年3月19日となっております。

本政令の改正にあつては、同部会の答申を踏まえて、パブリックコメントを実施し、こちらが3月26日から4月24日間、30日間としたことから、施行日を人事院規則に合わせる事が難しく、5月27日の公布となったことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 把握していてよかったです。

それで、確認したいのは、「行田市消防団員等」と書いてありますけれども、「等」とは一体何なのかということでお伺いします。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

非常勤消防団員等とは、非常勤消防団員と消防作業従事者等でございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 消防作業従事者というのは、例えば火災だとか救急において、一般市民が例えば手助けした場合、そういった一般市民にも補償されるものなのか。葬祭補償ですから、亡くなってしまった場合ということですが、その辺を詳しくお願いします。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 こちらの消防作業従事者等とは、民間協力者のうち消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急処置従事者でございます。こちらの方々も同じく補償されるということで認識しております。

以上でございます。

○委員長 消防長。

○消防長 一般の方も含まれるということです。

○2番 斉藤委員 以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 葬祭補償として33万円に、補償基礎額の30万円に相当する金額を加えた金額、この補償基礎額というのはお幾らでしょうか。

○委員長 尾野消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

補償基礎額についてでございますが、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の平均給与額に相当するもので、被災団員等に係る基礎額と扶養親族に応じた加算額等によって構成されております。

災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、全て補償基礎額を基礎として、それに一定の割合または日数を乗じて算定するよう定められているものでございます。

以上でございます。

○委員長 橋本委員。

○1番 橋本委員 それは年収でしょうか、月収でしょうか。

○委員長 山口次長。

○消防本部次長 お答えいたします。

消防団に関しましては、階級と勤務年数に基づいて表にされております。この表に充てた金額が支給されますが、民間の方においては、事案が発生した過去1年分の年収を365日で割った、いわゆる日当計算として支給されるもので、補償最低額が1万円、最高額が1万5,000円となっております。

以上となります。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第61号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第61号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前 10時 16分 休憩

午前 10時 19分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。

田中委員長初め委員の皆様におかれましては、日頃より健康福祉行政の推進にご理解、ご支援いただきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件でございますが、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち健康福祉部の所管する部分、及び議案第47号 令和8年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1回）につきましてご審議いただくこととなります。

内容の説明につきましては各所属長から行わせていただきますので、何とぞご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第47号について

○委員長 次に、議案第47号 令和8年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1回）を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、野辺課長。

○高齢者福祉課長 議案第47号 令和8年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明いたしますので、議案書の53ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ101万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億852万2,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容について、歳出からご説明いたしますので、63ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、右ページ説明欄の◎一般管理費は、12節OAシステム改修委託料でございまして、介護職員等処遇改善加算の拡充や、介護保険施設入所者等の食費に係る基準費用額の見直しの措置を実施する令和8年度介護報酬改定に対応するための介護保険システムの改修に要する費用として計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして59ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項5目、右ページ説明欄、介護保険システム改修費補助金は、歳出額の2分の1を見込み計上するものでございます。

61ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項3目、右ページ説明欄、事務費繰入金は、一般会計から繰り入れるもので、歳出額の2分の1を見込み計上するものでございます。

議案第47号の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第47号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 OAシステム改修委託料ということで、先ほど野辺課長がいろいろと説明

していただきました。

おおむねこれいいことなのかなと思いますけれども、もう1度お伺いしたいんですけれども、処遇改善という話もありましたけれども、詳しく教えていただけますか、内容についてもう1度。

○委員長 野辺課長。

○高齢者福祉課長 今回の介護報酬改定につきましては、まず、処遇改善加算にございます。

まず1つ目の内容といたしまして、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するというのがまず1つ。

2つ目として、生産性向上、また、共同化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設けるということがございます。

3つ目として、処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設けるというものでございます。

処遇改善加算に係る部分については以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうすると、対象はどのぐらいで把握していますか、広がる対象というのは、市内で。そこまで把握し切れないかな、どうですか。

○委員長 野辺課長。

○高齢者福祉課長 令和8年5月1日現在で行田市が指定権者となっている事業所のうち、ほぼ100%の事業所が処遇改善加算を受けております。

市の指定したということでお答えしたんですけれども、市が指定している事業所がほぼ100%、現段階での処遇改善加算を受けているということなので、県が指定しているもの、一定程度の処遇改善加算は既にお受けになっていることと思います。

また、新たに、今まで対象でなかった事業所、訪問介護ですとか訪問リハ、居宅介護支援事業所、こういったところからも現在、市が指定する部分の事業所からは順次、届出も来ておりますので、この取組をしている事業所については、今後、届出等も出てくるものとは考えております。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ありがとうございました。

100%処遇改善の対象だということで、それで十分です。ありがとうございます。

それと、この内容については、今、改正点が職員から介護従事者に拡大したということと、

あと、全部お願いします。

○委員長 野辺課長。

○高齢者福祉課長 もう1つの点につきましては、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げるというものでございます。これに伴って、低所得者の方につきましては、所得区分に応じて利用者負担を据置き、または1日当たり30円から60円引き上げるというものでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりづらいんですけども、施設の食費が基準が100円アップされて、低所得者が30円引き上がる、ちょっと兼ね合いが分からないんですけども、30円引き上がるってどういう意味ですか、負担が生じるということなのか、どういうことですか。

○委員長 野辺課長。

○高齢者福祉課長 施設入所の方等の食費については、1日当たりの基準額というものが決まっております、昨今の物価高騰等の影響から、1日当たり100円を引き上げるというものでございます。

あわせて、低所得者の方については、負担限度額が定められておりますが、所得段階において据え置きの方と、1日当たり30円引き上げる段階の方と、60円引き上げる段階の方がいらっしゃると思います。これは、在宅生活した方とのバランスも勘案しての負担限度額の引上げというところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 これってというのは、低所得者にとっては負担になってしまうということですか。30円から60円負担をしなくてはいけないということですか。

基準が上がるって、施設にとってはいいことなのか、低所得者にとっては悪いことなのか、その辺分かりやすくお願いします。

○委員長 野辺課長。

○高齢者福祉課長 施設にとってはいいことといえますか、基準額に対して、物価上昇があったりするので、そこに合わせるということから適正な基準額になるというところでございます。

低所得者の方にとってですが、確かに段階によって、1日当たり30円上がる段階の方、ま

た、60円上がる段階の方いらっしゃいますが、ただ、これは在宅生活の方との兼ね合いで考えますと、在宅の方も食事というのはお取りになるわけで、その方というのは物価の上昇の影響を受けたお食事の用意をなさらなければならないと。

一方、施設入所者の方だけがずっと同じ軽減というのはどうなのかというところから、在宅の方とのバランスを勘案して、段階に応じて30円、60円の日額の引上げを図るというところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 在宅の方とのバランスということですが、1カ月で900円だとか1,800円とか、さっき1日ということでしたから、それだけ負担してもらわなくてはいけないという内容が含まれているということだと思います。

○委員長 野辺課長。

○高齢者福祉課長 所得段階においては、日額で30円、1カ月でいえば900円ですとか、そういった引上げ額が生じるというところでございます。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第47号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第47号 令和8年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 10時 33分 休憩

午前 10時 43分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第46号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、風間課長。

○福祉課長 それでは、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、福祉課所管部分につきまして説明申し上げます。

初めに、歳出ですが、議案書の47ページをお願いいたします。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、右ページ、説明欄◎障害者福祉費は、育成医療や更生医療などの自立支援医療について、その下の◎重度心身障害者医療支給費は、重度心身障害者医療費助成制度について、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認を導入するためのシステム改修などに係る経費を措置するものでございます。

次に、3項1目生活保護等総務費及びその下の2目扶助費は、平成25年の生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決を受け、廃止保護世帯を含む対象世帯及び中国残留邦人等支援給付費の受給者に対し、保護費等の追加給付を行うための必要経費を措置するものでございます。

具体的には、右ページ説明欄の◎生活保護一般管理費において、事務費を措置するとともに、その下の◎中国残留邦人支援費では対象者1名、その下の扶助費では追加給付世帯として1,641世帯を見込み措置しております。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして37ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金のうち1節社会福祉費補助金は、自立支援医療及び重度心身障害者医療のシステム改修等に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものでございます。

2つ下の3節生活保護費補助金は、先ほど歳出のところで説明申し上げた最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付に対するもので、事務費分については全額、追加給付分については4分の3を見込むものでございます。

以上が福祉課所管部分の説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、子ども未来課、吉田課長。

○子ども未来課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出予算の内容について説明申し上げますので、議案書の47ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の右ページ説明欄の◎子ども医療支給費、12節OAシステム改修委託料及び次の◎ひとり親家庭等医療支給費、12節OAシステム改修委託料は、子ども医療及びひとり親家庭等医療費助成制度において、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認を導入するためのシステム改修を行うに当たり、そのための経費を措置するものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして37ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金の右ページ説明欄の地域診療情報連携推進費補助金（子ども未来課）は、マイナンバーカードを活用したオンライン資格を子ども医療及びひとり親家庭等医療に導入するためのシステム改修に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものです。

以上で議案第46号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、高齢者福祉課、野辺課長。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算（第1回）のうち、高齢者福祉課所管部分につきましてご説明いたします。

歳出についてご説明いたしますので、議案書の47ページをお願いいたします。

3款民生費、1項8目介護保険事業費につきましては、右ページ、説明欄のとおり、27節介護保険事業費特別会計へ繰出金として、令和8年度介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修経費の2分の1を計上するものでございます。

なお、財源は全て一般財源でございます。

高齢者福祉課所管部分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 まず、OAシステムの改修について、それぞれ障害者、重度心身、子ども医療、ひとり親について、具体的にどういうところをOAシステムで改修するのかという内容をお伺いしたいと思います。

○委員長 子ども未来課、吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

今回、システム改修を行う目的ですが、マイナンバーカードを活用して、現在、子ども医療やひとり親、重度も含めて、助成を受けるには紙の受給資格者証、それと資格確認書またはマイナンバーカードの両方を医療機関の窓口に提示する必要があるんですが、それをオンライン資格の確認を導入することで、同じシステムに対応している医療機関や薬局であれば、マイナンバーカードの提示のみで、紙の受給者証を提示しなくてもよくなるということで、診療や助成が受けられるようにするために今回改修をするものです。

○委員長 風間福祉課長。

○福祉課長 重度医療についてですが、これはデジタル庁が開発しました情報連携ネットワークに、自治体や医療機関が今回の改修によって接続することによりまして、今、吉田課長がお話ししたように、医療費の助成の資格確認がオンラインで行えるようになると、紙の受給者証を持つ必要はなくなるということでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 両方とも紙の受給者証が要らなくなるということですが、まず1点、医療機関というのは対応できるのかどうかですよね。その辺どうなのか、1つ。

それと、紙をなくしてしまうのか、併用していくのか。その2点についてお伺いします。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答えします。両方同じ制度ですので、まとめてお答えさせていただきます。

まず、全ての医療機関でということですが、このシステムに改修をしていない、対応していない医療機関や薬局等はまだ対応できません。なので、そういうところには今後働きかけまして、改修をしていただくようにしております。ただ、紙がなくなるかということですが、

が、紙については、先ほど言いました医療機関等が対応していないと紙をなくすことはできませんので、医療機関等が全て対応すれば、現在紙のほうはなくなると認識していただければと思います。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 併用という形を取るということによろしいですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 よろしいです。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 1点教えてください。

中国残留邦人支援ということで1名、6万4,000円と細かい金額で申し訳ないですけども、この給付費というのは生活扶助費と同じと考えていいものですか。何で急遽補正で、こういう1名の方の部分が急遽出てきたのかというところが、単純にシンプルに疑問に思いました。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 生活保護の受給者に準じて、今回支給するということが決定しております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 生活扶助費とほぼ同じという認識でよろしいですかね。

○福祉課長 そうです。

○3番 岩崎委員 分かりました。1名いらっしゃるということですね。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 生活保護の一般管理費についてももう少し説明していただけますか。

これ補助金、ひもつきだから、時間外手当云々ではなくて、当初で120万円予算があります、現行予算でね。147万2,000円、これケースワーカーは今8人でしたっけ。

〔「今10名」と言う人あり〕

○5番 村田委員 10名分ですね。これ事務費ということで、ひもつき補助金が入って、事務が増えるということで今回、人件費分ということで時間外手当をここに計上したんですか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 今回の時間外手当147万2,000円につきましては、追加給付を行うための経費とし

て計上しております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 次に、12節の事務従事者派遣委託料というのを教えていただけますか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

今回、派遣事業者と契約することによって、会計年度任用職員ではなく、従事者を派遣していただくというようなことで予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 1名かどうかと、期間をお願いします。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

派遣労働者1名を予定しておりまして、期間としては7月から12月まで、時間は9時から17時で、約120日間の派遣を予定しているところでございます。

以上でございます。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今の生活保護の話ですけれども、最高裁判決ということで、生活扶助費を追加するという内容ですけれども、廃止保護世帯というのがありますよね。その方にも支給するという内容ですけれども、現在どうしているのかという、そういう素性というか、どのように調べるのでしょうか。行田市にいない人もいるかと思いますが、そういう連携というのはどのようにやるんですか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

廃止保護世帯につきましては、市報ですとかホームページで周知をするということを今考えております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうすると、自分でその情報を得ないと、遡ってもらえないですね。デー

タは持っているはずですよ。ただ、その方は多分、今、生活保護を受けていない方もいらっしゃるかと思うんですけれども、その辺、何か行き届かないかと心配ですけれども、自分で市報を見たりなんなりという情報で、なかなか自分から対象じゃないかと言うのも大変だと思うんですね。その辺、何かないでしょうか、市として。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

廃止保護世帯につきましては、引っ越しをしている場合ですか、また、結婚ですか、当時の世帯状況と変わっている方も多くいらっしゃると思います。そうしたことから、市から個別にご案内することによって、過去の生活保護の受給歴、そういったものが知られてしまうということもあると思いますので、積極的には個別への案内ということは予定しておりません。

以上でございます。

○委員長 熊谷部長。

○健康福祉部長 お答え申し上げます。

廃止されている保護世帯、捕捉しにくいという課題はありまして、今、課長から申し上げたように、直接市から働きかけることは、個人のセンシティブな情報でもありますので、なかなか難しいと思っております。

そうした課題は国のほうでも把握はしておりまして、引っ越しなどの事情も想定されるので、既に廃止された方に対しては、国のほうで積極的に周知を、責任を持って実施していくということが国のほうから示されております。

その具体的な内容はまだ調整中ではあるのですが、例えば多くの方に知っていただく方法としては、新聞広告ですとかインターネット広告などの方法が今想定されておりまして、ほかにも、国のほうで一元的な相談センターを造るですとか、そういった取組も予定されておりますので、まずはそことよく連携をしながら取り組むことが大事なかなと思っております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうですよ。国が責任を持ってやっていただきたいですよ。市もできる限りやってほしいですけれども、新聞広告の宣伝も何千万円とかかかるので、その辺、国がどういうふうに示していくのかというのは今後見たいと思います。

それで、先ほど部長も言うように、センシティブな情報が、かなり個人情報が含まれているんですけれども、事務従事者派遣委託って1名なんですけれども、これどのように委託する、どういうやり方というか、どういうところに頼むのか。1名であれば、職員でできないのか。

要は、これ個人情報、本当にこれは大事な情報なので、その辺の守秘義務というのは委託するときに結ぶんだらうと思うんですけれども、一番そこが心配なわけですよ。ましては、市内の人を雇ってしまうと、知っている人とかいるわけですよね、何かの情報にね。その辺、どのように市として対策するのか、伺います。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

派遣事業者との業務委託契約の際に、個人情報の取扱いに関する特記仕様書というのを盛り込みたいと考えております。こちらにつきましては、その内容といたしまして、派遣元による教育研修、また、守秘義務について規定しております。こうしたことで、個人情報の保護について担保を図っていきたいと考えております。また、労働者の派遣業を行っている法人と契約する予定でおります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そういった派遣業のところがあるんですか、特化したところが。何か所管で1人募集するとか、そういうことではないですよということでお伺いしているんですけれども。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 そうですね。労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、これに規定している事業者と契約する予定でございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 さっき私言ったんですけれども、例えばその中に、市外の人とか、市のほうである程度注文がつけられるのかということを聞きたいんですよ。なるべく市民ではないほうがいいですよ、当然ね。その辺どうなんでしょうか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました労働者派遣法、また、それに基づいて定められております派遣先が講ずべき措置に関する指針、こういった中に、派遣労働者を特定するということを目的する行為が禁止されております。そうしたことから、市外在住者に限定するということとはできないものと考えております。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ある程度こちらの注文というのは受け付けないというような認識でありますけれども、どうだろうな、1名だったら何とか市のほうでできないのかなって。これって外に必ず漏れますよね、こういう情報ね。

今言ったとおり、いろいろと注文することがこちらのほうではできないということですから心配だけでも、これが国民全員に10万円給付とかというのとわけが違います。

足りないですよ、確かに。生活保護の職員、担当課の職員は足りないというのはよく分かっていて、でも、2名追加された経緯がありますけれども、その辺、自分のところでなるべくやるような努力というのを今後は考えたほうがいいかと私は思います。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 ご説明いただき、ありがとうございました。

1点だけ質疑したいんですけれども、先ほどほかの委員からも質疑した内容に重複する部分があるかもしれませんが、生活保護の最高裁判決を受けて、支給対象世帯が1,641世帯だったと思うんですけれども、この中で市内とか市外の割合というか、件数というか、把握されていますでしょうか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 今、数字的なものは持っていませんが、廃止世帯につきましては、その当時の情報までしか取得はできておりません。廃止時点の情報までということです。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ということは、把握できていないので、市内なのか市外なのかというのは、実際の件数は分からないという認識でよろしいでしょうか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 委員さんのお見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第46号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第46号 令和8年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午前 11時 07分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 田 中 和 美